

## 一般社団法人 日本環境教育学会 中部支部規約

2021年4月22日制定

**第1条（趣旨）** 本規約は、一般社団法人日本環境教育学会（以下本部）支部規約第3条に基づき設置される中部支部（以下本会）に関して、必要な事項を定めるものである。

**第2条（事務局）** 本会に事務局を置く。その所在地については別に定める。

**第3条（目的）** 本会は環境教育に関する研究および、研究者・教育実践者相互の協力・交流・連携を促進し、中部地方の環境教育の推進に資することを目的とする。

**第4条（支部総会）** 支部総会は支部会員をもって構成する。支部総会は支部長が招集する。支部総会での議事は出席会員の過半数をもって決する。

### 第5条（組織等）

本会の会務を執行する運営委員会を置く。運営委員は会員から公募し、10名以内を支部総会において選任する。運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。なお、支部運営委員のうち2名は本部の中部支部代議員の2名をもってあてる。

2 支部長は本会を代表する。支部長は運営委員会において互選する。支部長は中部支部代議員を兼ねることができる。

3 中部支部代議員は支部の代表として本部社員総会において支部員の意見を反映させるように努める。また支部長を補佐する。

**第6条（会計）** 本会の運営に必要な経費は、本部から交付された支部活動支援金等をもってこれにあてる。本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月末日に終わる。会計報告は毎年1回支部総会において行う。

**第7条（規約改正）** 本規約の改正は、支部総会の承認を受けなければならない。